

各県立学校長
甲府市立甲府商業高等学校長 殿

山梨県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

教職員の服務規律等の確保について（通知）

このことについて、平素から御配慮をいただいているところでありますが、年末年始を控え、次の事項について徹底が図られるよう、教職員に対する重ねての御指導をお願いします。

1 教職員の服務の厳正について

- (1) 教職員は全体の奉仕者としての自覚と誇りを常に堅持し、勤務時間の内外を問わず、服務規律の保持に努めること。
- (2) 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、教員が体罰を行うことは、厳に戒めなければならないこと。また、言葉による暴力についても、厳に慎むこと。

2 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報に関しては、条例等を踏まえ、生徒、保護者からの同意に基づき、適正に取り扱うこと。
- (2) 個人情報が記載されている文書やパソコン内のデータ等の取り扱いに十分留意するとともに、パスワードによるデータ管理を徹底するなど、個人情報の漏洩・紛失等がないよう、その管理に万全を期すこと。

3 公金の管理について

公金については、現金による取り扱いを最小限にとどめ、やむを得ず現金を扱わなければならない場合は、事務室の金庫又は鍵のある堅ろうな容器等に保管するなど、その管理を徹底すること。

4 交通事故・交通違反の防止について

- (1) 教職員の交通事故・違反の防止については、各学校で取り組んでいる内容を再度確認・徹底するとともに、自動車等の運転については、年末年始の交通事情も考慮したうえで、従来にも増して時間や気持ちにゆとりを持ち、安全運転と交通法規の遵守を心掛けること。
- (2) 飲酒運転の根絶に向けて、引き続き学校全体で徹底して取り組むこと。

5 学校の安全管理について

学校の安全管理については、日常から十分な点検・確認を行うとともに、危機管理マニュアルを再確認し、緊急時に即応できる体制を整えておくこと。

6 セクシュアル・ハラスメントの防止について

学校教育に携わる者が、児童・生徒や同僚職員を傷つけるような言動、相手からセクハラと受け取られる言動は絶対に行ってはならない。

管理職は、令和2年6月1日施行の「職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のための要綱」に基づき、自らを律するとともに、教職員に対して、繰り返し指導をすること。

7 パワー・ハラスメントの防止について

管理職は、上司の言動によって部下が人格を傷つけられ、疎外感を抱き、心理的負担等を受け、ひいては心身の健康を損なうことがあり得ることを十分に認識し、職場における正常な業務運営を図ること。

令和2年6月1日施行の「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等のための要綱」に基づき、管理職は、自らを律するとともに、パワー・ハラスメントの防止のため、良好な勤務環境を確保するよう努めること。

8 職員の勤務について

昨年度と比べ改善されてきてはいるが、依然として夜遅くまでの勤務や休日出勤の常態化が見られ、このことは、教職員の健康上の問題だけでなく、ワーク・ライフ・バランス推進の視点からも改善が必要である。

教職員の業務の効率化・適正化について、引き続き取り組むこと。

高校教育課人事担当 電話 055-223-1758
